

鳩山町教育振興基本計画

平成24年3月

鳩山町教育委員会

《 目 次 》

序章	・・・	1
第Ⅰ章 鳩山町の教育をめぐる現状と課題		
第1 国・埼玉県の動向	・・・	4
第2 鳩山町の教育をめぐる現状と課題		
(1) 教育委員会	・・・	6
(2) 幼稚園教育	・・・	7
(3) 小中学校教育	・・・	9
(4) 学校給食	・・・	13
(5) 生涯学習	・・・	14
(6) 図書館	・・・	16
(7) スポーツ	・・・	17
(8) 文化・芸術	・・・	20
(9) 文化財	・・・	21
第Ⅱ章 今後10年を通じて目指すべき教育の姿		
第1 基本方針	・・・	23
第2 基本目標	・・・	24
第Ⅲ章 今後5年間に重点的に取り組む施策及び事業		
第1 施策・事業の体系及び内容	・・・	31
資料編		
資料1 鳩山町教育振興基本計画検討委員会設置要綱		
資料2 鳩山町教育振興基本計画検討委員名簿		
資料3 鳩山町の教育に関するデータ		

序章

1 計画策定の趣旨

21世紀に入り、高度情報化や国際化、科学技術の進展する中、一方では地球温暖化などの環境問題や少子高齢化や核家族化による近隣住民間の連帯意識の希薄化や世代間交流の減少、産業構造や就業形態、生活習慣の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きな転換点を迎えています。それに伴い、町民の皆様からの教育に関するさまざまなニーズや、より安心・安全な教育環境を求める要望は年々大きくなってきています。

平成18年12月に、制定から60年を経て教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が示されました。同法では、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」とし、また、「国や埼玉県が定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努力しなければならない」ことが新たに規定されました。

鳩山町教育委員会は、「意欲を育み、心をつなぐ」を基本理念に置き、毎年、「教育行政重点施策及び努力点」を策定し、町民の皆様の理解と協力を得ながら、関係機関や関係団体と連携のもと、さまざまな教育施策を推進してまいりました。

未来の新しい時代を担う鳩山町の子どもたちを心豊かに、そして未来を生き抜いていける力を育成していくことは大きな課題です。また、町民の皆様、一人ひとりに生涯にわたり学習できる場や機会を整え、生き生きと生活できる学習環境づくりを進めていくことはまちづくりの基本といえます。

教育基本法の改正に伴い、鳩山町教育委員会では、国や埼玉県の「教育振興基本計画」を参酌しつつ、教育現場の状況や課題を把握し、併せて公募委員を含む「鳩山町教育振興基本計画検討委員会」で検討をいただきながら、今後の10年間を見据えた教育の姿「基本方針」を示すとともに、今後5年間に実施すべき教育施策や事業を具体的に示すものとして「鳩山町教育振興基本計画」を策定しました。

鳩山町教育委員会は、町民の皆様の教育に係る期待に応えるべく、今後も関係機関等と連携しながら、本計画の実現を推進していきます。

鳩山町教育委員会

2 計画の位置付けとねらい

本計画は、鳩山町の教育が目指す基本的な方向と目標を明確に表し、その実現のために必要な施策や事業を総合的・計画的に実施することを目的に策定するもので、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけられるものです。

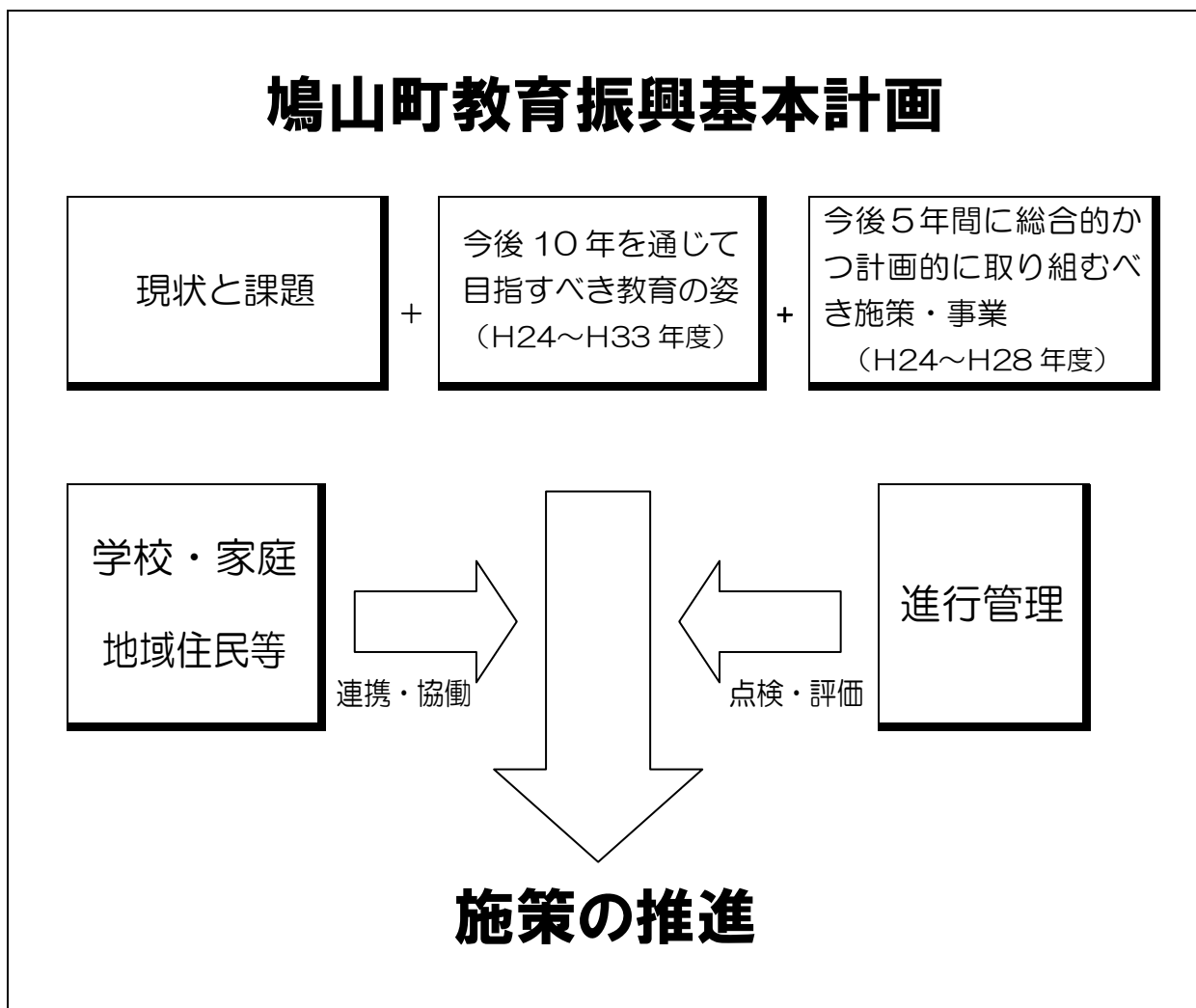
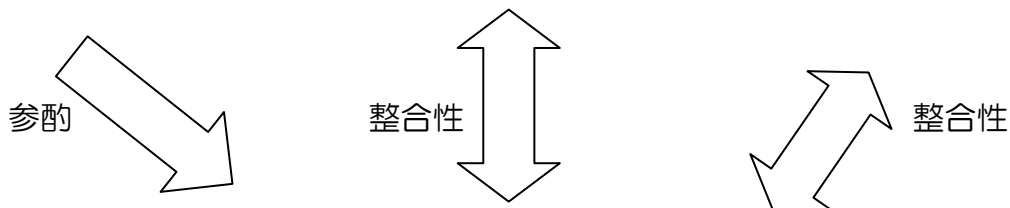
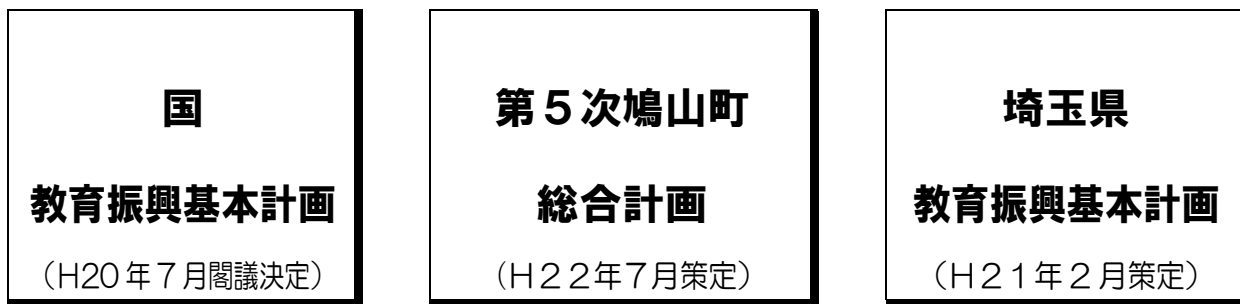
鳩山町では、平成32年度までの長期ビジョンとなる「第5次鳩山町総合計画」が策定されています。その中の分野別計画で「2 人づくり(次代を支える人づくりと新たな文化の創造)」として、①新しい時代を担う子どもの育成、②家庭・地域の教育力の向上、③文化の振興と推進、④歴史・伝統文化の保存・継承・活用本計画が盛り込まれています。本計画は、この第5次鳩山町総合計画と整合性を保ち、教育に関する部門別計画として位置づけられます。

鳩山町の教育の振興を推進していくためには、学校はもちろんのこと、家庭や地域のそれぞれが相互に緊密に連携し協力する、いわゆる「町民全体」で教育に取り組むことが不可欠となっています。そのため、本計画を教育関係者はもちろんのこと、広く町民の皆様を示すことにより、より一層のご理解とご協力を得ることとしています。

3 計画の構成と期間

本計画に示す教育の目標は、鳩山町が今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として掲げるものです。「基本方針」で基本的な考え方を示し、「基本目標」で基本的な方向性、そして「実施施策・事業」で具体的な中身をお示しします。

本計画の実施期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とします。



第 I 章

鳩山町の教育をめぐる
現状と課題

第 1 国・埼玉県の動向

1 国の動向

平成18年に教育基本法が改正されたことに基づき、国は平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定しました。少子高齢化や人口減少、情報技術の進展、国際化など社会環境が大きく変化する中で、

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- (2) 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- (3) 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成

という三つの理念を示し、この三つの教育理念を総合的・計画的に進めるため次の2つの基本的な目標（今後10年間を通じて目指すべき教育の姿）と今後5年間(平成20年度から24年度まで)に講ずべき施策などをまとめました。

目標

- (1) 義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる
- (2) 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

今後5年間に総合的・計画的に取り組むべき施策

- ・ 基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む
- ・ 基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる
- ・ 基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
- ・ 基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

2 埼玉県の動向

埼玉県は、「教育に関する3つの達成目標」や「埼玉の子ども70万人体験活動」、「学校応援団」といった独自の取り組みを行ってきましたが、平成21年2月に国の教育振興基本計画を参酌しつつ、埼玉県独自のカラーを加えた「埼玉県教育振興基本計画（生きる力と絆の埼玉教育プラン）」を策定しました。計画期間は平成21年度から平成25年度までの5年間です。

「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念に掲げ、「知・徳・体の調和を図りつつ、豊かな創造力を発揮」、「教師と児童生徒など人間同士のつながりや学校・家庭・地域の結びつき」を目指すとしています。

施策を実施するに当たって、

- ① 一人ひとりの学びと夢を応援する
- ② 子どもを認め、鍛え、はぐくむ
- ③ 県民の教育力を結集する

の3つを観点に、次の5つの基本目標を掲げています。

- ① 確かな学力と自立する力の育成
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 質の高い学校教育の推進
- ④ 家庭・地域の教育力の向上
- ⑤ 生涯学習とスポーツの振興

第 2

鳩山町の教育をめぐる現状と課題

1) 教育委員会（教育総務担当）

〔現状〕

教育委員会は地方教育行政を中心的に担う組織であり、独立した行政委員会として 5 人の合議制で鳩山町の教育行政の重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的に事務を執行する仕組みです。

平成 19 年に一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、効果的な教育行政の推進を行っていくとともに、町民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が行っている事務事業・執行状況について、学識経験者など外部委員による点検・評価を行い、その報告書を毎年、議会に報告し、公表しています。

また、国の補助金を積極的に活用し、各小中学校の耐震補強工事や太陽光発電設備の設置などの整備事業は平成 22 年度までに終了しました。

〔課題〕

1 教育委員会活動の透明性の確保

教育委員会の活動内容については、広く町民に周知されているとはいえないため、活動内容について町のホームページなどを活用し、教育委員会事務局から十分な情報と機会を提供し活動内容の透明性を高めていくことが必要です。

2 教育現場・町民の声を反映できる体制づくり

教育委員が学校や社会教育施設などの状況を視察するなどし、それぞれの実情や課題を把握するとともに、町民の教育に対する要望に耳を傾け、教育委員が町民の意向を幅広く理解し、教育施策に反映できるような体制づくりを推進していくことが求められています。

3 事務事業の洗い出し

教育委員会活動に対する外部評価の内容を踏まえ、教育委員会の事務事業の見直しや集約化など洗い出しを行い、限られた人材の中でスクラップアンドビルドにより効率的な事務を行っていく必要があります。

4 教育施設・社会施設の施設改修の推進

学校施設や社会教育施設の老朽化に伴い、補修を必要とする箇所が多くなっています。耐震補強工事が完了していない社会教育施設の耐震化工事に着手するとともに、大規模な施設・設備の補修に対しては、整備計画を立案し安全・安心な施設・設備の充実を図る必要があります。

2) 幼稚園教育（鳩山幼稚園教務・指導担当）

〔現状〕

本町では、公立幼稚園において、4・5歳児の2年保育を行っています。私立幼稚園においては、3・4・5歳児の保育を行っています。

幼児数につきましては、急速な少子化が進み、平成23年度の年齢別人口を見ると、この数年の現象は憂慮すべきこととです。

友だちとのかかわりの中で、社会性を身に付けていくこの幼児期に、幼児が共に集う幼稚園教育の果たす役割は、大きいといえます。

保護者のニーズにより、平成14年度からは、預かり保育を実施し好評を得ています。また、地域の幼児と保護者の交流の場として施設開放を実施しています。

鳩山町年齢別人口（人）

年齢	男	女	計
0歳	38	22	60
1歳	37	30	67
2歳	31	32	63
3歳	39	28	67
4歳	40	39	79
5歳	42	47	89

(H23. 3. 31 現在)

〔課題〕

1 幼稚園教育の充実

幼稚園の教育の内容につきましては、園児減少の中で、教育効果が十分に発揮されるような、指導の工夫と改善をし、園の特性を生かした教育課程を編成するように努め、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図れるよう、補助的教員の配置を含め継続していく必要があります。

2 保育園・小学校との連携

遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科中心の小学校への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育園・小学校の教員・保育士の意見交換等の交流活動を一層進めていく必要があります。

3 特別支援教育体制の整備

特別に支援を必要とする幼児には支援員を配置するとともに、幼児一人ひとりに応じた教育が十分に受けられるよう、職員も研修に参加していくなど、体制づくりの整備が必要です。

4 教職員の指導力及び資質の向上

幼稚園教員の研修については、各種団体の研修会への参加や園内研修の実施など、教職員の指導力・資質を高めることで、一層の幼稚園教育の充実を図っていくことが求められています。

5 子育て支援の充実

預かり保育は、保護者のニーズによって、今後も柔軟に対応していくことが求められているとともに、幼児と保護者の交流の場としての幼稚園の施設開放も引き続き実施していきます。

6 認定こども園の検討

子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、国が検討している保育園と幼稚園を一体化した「認定こども園」への移行の動向を見極めながら、町として関係課と連携しながら検討を進めていく必要があります。

3) 小中学校教育（教育指導・学務担当）

本町には平成 23 年度現在、小学校 3 校、中学校 1 校が設置されています。近年、少子化が進み、本町の児童生徒数は年々、減少傾向が続いています。地域別では、亀井地区とニュータウン地区で子どもの数が減少しており、今後、学校規模の地域格差も大きくなっていくことが予想されます。

また、学校教育の基本となる学習指導要領が小学校では平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から新しく変わることとなりました。新しい学習指導要領では、従来の「ゆとり教育」が見直され、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことを主眼として、①教育基本法改正などで明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力などの育成のバランスを重視すること。③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。これらの3つを基本方針とし、併せて授業時間数も増えることとなりました。

1 確かな学力の育成

〔現状〕

児童生徒たちに「確かな学力」を身に付けさせるために鳩山町では平成 15 年度から「環のまちはとやまきめこまやかな学習支援事業」を導入し、小中学校に非常勤講師を町費で任用配置して、少人数指導や指導方法の改善等に取り組むとともに、中学校への A L T の派遣や小学校に英語指導助手を配置するなど、人的な面で「確かな学力」づくりに向けた支援に取り組んでいます。また、平成 22 年度からは中学校における 35 人学級編制のための非常勤講師の配置も実施しています。

物的な面では、平成 21 年度に各校に電子黒板や大型のデジタルテレビなど I C T 関連機器の整備を済ませています。これらの機器の活用について、今後、さらに研修等を進めていくことが必要です。

なお、「埼玉県学習状況調査」の結果では、鳩山町の子どもたちの学力は小中学校とも、ほぼ埼玉県平均のレベルとなっています。

〔課題〕

1 未来を生き抜くための確かな学力の育成

児童生徒が将来にわたって、主体的・創造的に生きていくための基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それを活用する力を育成するとともに個性や創造性を伸ばすことが必要です。

2 学校組織の活性化と教職員の資質、指導力向上

地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域相互の協働による学校運営を強化しつつ、よりきめ細やかな教育活動を実践するため、教職員の研究・研修の機会を増やすなど、資質や授業指導力の向上を図り、創意工夫を生かした「分かりやすい授業」を実践していく必要があります。

3 学校ICT環境整備とICT機器を活用した教育の推進

各学校内でICT（情報通信技術）教材などの整備を進め、情報活用能力を育成するとともに、それらの機器を活用した指導方法の研究を図り、「分かりやすい授業」の実現による「確かな学力」を身に付けさせることが求められています。

4 外国語授業の充実

新学習指導要領で小学校高学年に新たに「外国語活動」の時間が設けられるなど、国際化に応じたコミュニケーション能力の素地の育成のための指導方法の研究や支援体制の充実を図るとともに、中学校での外国語授業をさらに充実させることが求められています。

5 環境教育の推進

各学校に設置されている太陽光発電装置などを授業に積極的に活用するなど、体験活動を通じて環境教育の推進を図る必要があります。

2 健やかな体の育成

〔現状〕

児童生徒の体力向上への取り組みとして、各学校の体育主任を中心に「鳩山町体力向上推進委員会」を組織し、毎年、授業研究会などを行い、併せて体力向上への課題解決についての研究を継続的に実施した結果、近年、体力向上の傾向が見られ、取り組みの成果が現れてきています。

〔課題〕

1 体力づくり活動の推進

体力・運動能力について児童生徒の実態をしっかりと把握しながら、スポーツに親しむ意欲や態度を育み、児童生徒の体力の向上を目指した取り組みを実践することで、引き続き、しっかりとした体力を身に付けさせるよう推進していく必要があります。

2 食育教育の推進

学校給食を通じて食の大切さ、正しい食習慣を身に付けさせるとともに、家庭と学校が連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進していきます。

3 豊かな心の育成

〔現状〕

核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化、携帯電話やインターネットなど、情報化社会の進展に伴い、社会全体のモラルが低下してきている状況の中で、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識や、いのちの大切さを重んじる心、ほかの人たちを思いやる気持ちや社会貢献の精神など、豊かな心と人権感

覚を育んでいこうと各学校で道徳教育・人権教育・キャリア教育に取り組んでいますが、学校だけでなく、家庭や地域と一体となり協力して推進していくことが必要です。

平成22年度、児童生徒間におけるいじめの認知件数は0件でしたが、不登校児童生徒は9人と増加傾向がみられ、今後、不登校解消に向けて力を入れていく必要があります。不登校の背景には子ども本人、家庭及び学校、地域社会と、複雑に絡まりあっているケースが多く、それぞれが緊密に連携して不登校解消に向けた努力をしていく必要があります。

〔課題〕

1 道徳・人権教育の充実

家庭や地域と連携しながら、人を思いやる心や感動する心など、豊かな心を持つ児童生徒の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた道徳教育や人権教育の推進を図る必要があります。

2 子どもの体験教育の推進

子どもたちが「たくましく生きる力」を育むには、生活に即した実践的な学習や体験が必要です。身近な地域の教育的資源を生かし、さまざまな体験活動を経験させることで、豊かな人間性や社会規範を守る心を育み、望ましい勤労観・職業観を体験しながら身に付けてもらう活動を推進していくことが大切です。

3 教育相談・支援体制の充実

様々な悩みを持つ児童生徒や保護者が増加する中、鳩山中学校に設置されている「さわやか相談室」を中心に、適切に相談に対応できる体制づくりや支援体制の整備充実が求められています。

4 特別支援教育の充実

〔現状〕

町内の小中学校には特別支援学級が3学級あり、在籍している児童生徒は町の「就学支援委員会」の決定を経て、個々の状況に応じた適切な就学指導が行われています。町からも小学校には特別支援教育支援員を配置し、支援を必要とする子ども一人ひとりにきめ細かく対応・指導を行っています。

〔課題〕

1 特別支援教育の充実

学習障がいや注意欠陥・多動性障がいなど、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、校長を中心とした校内での会議のほか、「就学支援委員会」などと連携しながら、一人ひとりの成長や発達に応じたきめ細やかな教育指導計画を立てて、実施していく必要があります。

5 学校・家庭・地域との連携

〔現状〕

地域の人材を活用し、学校への支援活動に協力していただこうと、平成21年度から各小中学校に「学校応援団」を組織化しています。校内の美化活動や学習支援として講師の依頼や、防犯の見守り活動など、コーディネーターが中心となって、地域住民の方々にボランティアとして参画をいただいています。

〔課題〕

1 「学校応援団」活動の充実

各学校における「学校応援団」の活動を充実・発展させ、地域の豊かな人材を活用した教育活動や社会全体で子どもたちを見守り、児童生徒を支える活動を進めていくことが求められています。

2 開かれた学校の実現

学校がホームページや学校便りなどを活用し、地域に情報を提供し、地域住民に学校の教育活動の状況等を公開することで理解してもらい、「地域に開かれた学校づくり」を一層推進することが必要です。

6 教育施設・設備の整備と充実

〔現状〕

平成22年度をもって、全小中学校の耐震補強工事並びに太陽光発電装置の設置を完了しました。今後は、校舎内の非構造物の耐震対策や給排水設備、電気設備を中心とした設備の更新を進めていく必要があります。

また、各校のパソコン教室の整備も完了していますが、教職員1人にパソコン1台の環境はまだ整備できておらず、教職員の校務の軽減のために早期の整備実施が課題となっています。

〔課題〕

1 学校教育施設の改修・整備推進

全小中学校の耐震補強工事は終了しています。しかし、各学校とも校舎等の給排水施設、電気設備などを中心に経年劣化が進んでいるため、今後、計画的に設備の改修・整備を進め、安心・安全な教育環境づくりを進めていく必要があります。

2 学校ICT化整備の推進

教職員1人1台のパソコンの整備を進め、校内イントラネットの環境を整備し、校務の効率化を図るとともに、全ての教職員がICTを活用し、「わかる授業」が実現できるように研修も行っていくことが必要です。

4) 学校給食（給食センター管理・業務担当）

〔現状〕

鳩山町学校給食センターは、学校の年間指導計画に基づいて、各学校の学校給食主任と給食センターの学校栄養職員、調理員等が連携を図りながら、給食摂取基準に基づいて安全・安心でバランスのとれた給食づくりを進めています。

給食献立作成の際には、地産地消を進め、地元産米や野菜などを活用し、平成22年度は町内の小中学校に179,235食を配食しました。

また、学校栄養職員と学校給食主任が協力し、給食時間等を利用し、児童生徒に対しての給食指導なども行っています。

一方、給食センター施設の老朽化が進んでいるため、調理環境の改善や施設や設備の更新も含めた検討が急務となっています。

〔課題〕

1 給食センター施設の整備

給食センターはウェットシステム方式（床に水をまいた後も常に濡れている状態）であり、給食配送車への積み込みも手作業によるなど、給食従事者の負担が大きく、最新の衛生管理基準に適合した施設（ドライシステム方式）や設備の整備とコンテナ式の積み込み方式への変更等に向けた検討を早期に進めていく必要があります。

2 食育活動の推進

児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるために学校や家庭、地域において「早寝・早起き・朝ごはん」運動の取組みが積極的に行われるよう引き続き指導・啓発を進めるとともに、学校給食を教育活動全体の中に適切に位置付け、食の大切さを再認識させるとともに食事を通して児童生徒が自ら健康管理ができるような食育活動を推進していくことが求められています。

3 安心食材の確保と地産地消の推進

地元で取れた米はもちろん、地元野菜等の品目の拡大と使用量の増加を図るためにJAや関係機関と連携を深め、地産地消の使用比率の拡大を進めていくことが必要です。併せて、原発事故に伴う食材の放射性物質汚染問題に対しても適切な情報収集や食材等の放射性物質の濃度測定を実施していくなど、安全・安心な食材の確保に努め、食の安全・児童生徒の心身の健やかな成長を目指していくことが求められています。

5) 生涯学習（生涯学習担当）

〔現状〕

今日、少子高齢化・核家族化・情報化・国際化をはじめ、人口減少など私たちを取り巻く社会環境が急速に変化しています。

このような状況を踏まえ、これまで家庭・学校・地域が協力し、学校のPTAや保護者組織が中心となり、さまざまな事業に取り組んできた結果、町内の子どもたちは健やかに成長しています。

平成22年度からは、「親や地域の力で子どものよさを更に伸ばそう 子育ての町鳩山を創ろう」をテーマに鳩山町親学講座実行委員会主催による親学講座を開催しています。

小・中学校PTAでは引き続き家庭教育学級にも取り組んでいます。

町ではさまざまな生涯学習の事業を推進するため、社会教育関係団体と連携・協働しています。

また、生涯学習や生涯スポーツに対する町民のニーズが多様化し、増加している状況に対応するため、町民等へ社会教育施設等の提供や利用の促進に努めております。さまざまな生涯学習活動を通じて、町民の主体的な学習意欲の向上や参加者相互の交流の環が広がっています。

町内にはさまざまな技能や資格、免許を保有しており、指導者として活躍されている方がおります。一方、技能や資格を十分に活用できない方もいるようです。かつて生涯学習指導者登録制度を導入し、多数の方々が登録されましたが、学習指導の機会がなかった事例もあります。

社会教育分野での人権教育の取り組みは、人権教育推進事業に位置付けて、子どもや成人を対象とした学習機会を提供するとともに研修会等を開催しています。町民ひとり一人がさまざまな人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることができるよう努めています。

〔課題〕

1 家庭教育支援事業の実施

PTAや保護者組織を中心に子どもたちの健全育成のための取り組みは有意義であり、実効性のある事業であると捉えることができます。ただ、これらの事業に参加される方は概ね役員等一部の保護者に偏る傾向があります。将来の鳩山町の発展を担う子どもたちの健全育成の取り組みを推進していくためには、保護者全員の共通理解が大切です。

今後もこれまでの成果や反省を踏まえ、未来を担う子どもたちを家庭や地域社会全体で育成する環境づくりを推進していく必要があります。

2 社会教育関係団体との協働

町はPTAをはじめ町内の各種団体や機関などと協働し、各団体や機関の特色やそれぞれのネットワークを活かし、社会情勢の変化に応じた効果的な協働事業を計画的に、また、継続的に実施する必要があります。継続的に事業を推進するため、必要な予算確保や事業運営の役割分担を明確にしておくことも不可欠です。

3 多様な学習機会の提供と支援

町では、いつでも・どこでも・だれでも気軽に参加でき、また、学べる機会を今後も提供し、町民の意見を聞き、さらに主体的な生涯学習活動が活発になるよう町として支援していく必要があります。

4 地域の人材活用

地域の有能な人材やさまざまな分野の専門的な知識や技能を保有した人の積極的な活用に努めるとともに、町民の学習需要と指導者の供給とを有機的に結び付ける必要があります。

5 人権教育推進事業の実施

私たちの身の回りには、子どもの人権問題、女性の人権問題、障がい者の人権問題、高齢者の人権問題、外国人の人権問題、同和問題、アイヌの人々の人権問題などさまざまな人権問題があります。これらの問題を一人ひとりが自分自身の問題として受け止め、正しく認識し人権意識を高め、相手の立場になって考え行動する必要があります。今後もこれまでの実績を踏まえ、あらゆる人権問題の解決を図るため、粘り強く継続的に人権教育や人権啓発に取り組む必要があります。

6) 図書館 (町立図書館)

〔現状〕

図書館では、町民の生涯学習の場として多様化、高度化、複雑化する町民のニーズに応えるため、資料や記録、その他、資料を計画的に収集し、図書館サービスに努めております。

また、インターネットを利用した検索・予約サービスをはじめ、レファレンス（調べ物相談）や他の図書館との相互貸借のサービスも行っております。町内の各学校との連携についても、毎月「図書館だより」を児童、生徒に配布するなど、図書の紹介、各事業のPRに努めております。

しかし、近年の図書館利用者の年齢構成を見ると、60歳以上の利用者は増加の傾向が見られますが、低年齢層の利用者が減少している傾向が見られます。特に中学生の利用者が減っているのが現状です。

〔課題〕

1 利用者（特に低年齢層利用者）の増加対策

町民の図書館に対するニーズが多様化する中で、老若男女の利用者は身近で役に立つ図書館、魅力ある図書館を求めています。

そのような状況のなか、学校など関係機関との連携を密にするなど、低年齢層の利用者増加のための各種事業の実施や図書の収集に努めていく必要があります。

2 子ども読書活動推進計画の策定

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身につけていく上で欠くことができません。子どもたち一人ひとりの発達段階にあったさまざまな読書活動ができるよう、「子ども読書活動推進計画」の策定に向けて努力していくことが急務であります。

3 利用者の立場に立った環境の整備

平成24年度にインターネット用システム機器についての賃貸借契約が満了となるため、平成25年度には、図書情報システム機器（全所蔵資料をデータ化し、貸出、返却資料検索を支援する機器）並びにインターネット用機器（ホームページの公開・維持管理を支援する機器）の更新を図り、より身近な利用しやすい図書館を目指していく必要があります。

4 滞在型図書館づくりの検討

生涯学習の場として、利用者が快適に過ごせる空間の確保や施設の整備などについて検討を進めていく必要があります。

7) スポーツ (生涯スポーツ担当)

1 町民スポーツの現状と課題

[現状]

本町では、体育協会の主催により、参加者相互の親睦と健康の増進を図ることを目的として、町民体育祭、駅伝大会、正月マラソン大会、ウォーキング大会、グラウンドゴルフ大会などを開催しています。また、体育協会に加盟している各団体においても、技術の向上、健康の維持管理を図るため定期的に活動し、各種大会・公開教室などを開催しております。一般の方におかれましても、体操、太極拳、合気道などはクラブを組織して、定期的に町民体育館を利用して活動しております。

スポーツ少年団においても、土曜日・日曜日には、各学校の校庭などを使用して活動しています。スポーツ少年団本部主催の大会も開催しております。

[課題]

1 スポーツへの参加振興策の推進

現代社会では、人間関係が希薄化していると言われていますが、スポーツを通じて地域社会を活性化することも期待されています。「誰もが」「いつでも」「どこでも」手軽にできるニュースポーツなどの普及を図り、スポーツの魅力を多くの町民が感じられるような振興策を実施していくことが必要です。

また、スポーツ活動には、「行う」ことの他に、「見る」「支える」「学」等の多様なかかわり方があります。今後は、スポーツへの様々なかかわり方を充実させていくことも必要です。

2 鳩山町体育協会の現状と課題

[現状]

鳩山町の体育協会は、現在、加盟団体 15 団体で、会員数 1,000 人（内町外会員 169 人）となっています。

鳩山町におけるスポーツの普及発展に努め、町民の健康を増進し、明るい町づくりに寄与することを目的に活動しています。

[課題]

1 町体育協会の活動の見直し

体育協会の会員数は、会員の高齢化等に伴い年々減少しています。団体ごとに行っている活動を町民に紹介する広報活動を一層充実させて会員を増やしていくことや、協会の事務局として組織を支える人材の育成が課題となっています。

3 鳩山町スポーツ少年団の現状と課題

〔現状〕

鳩山町スポーツ少年団は、現在、登録団数 7 団体で、158 名の団員と 78 名の指導者で構成されています。

それぞれの団が技術の向上と青少年の心身の健全育成に資することを目的として活動しています。スポーツ少年団は、団活動以外の町民体育祭、駅伝大会、正月マラソン大会などにも参加しています。

また、指導者においては、資質の向上を図るため認定員の講習会に参加し、資格を取得して母集団の協力を得て団運営の充実に努めています。

〔課題〕

1 スポーツ少年団への加入推進

少子化の進行に伴い、団員数が減少傾向にあり、一緒に活動する子供たちを増やしていくための工夫と子を持つ親の団活動への理解が必要になっています。

4 スポーツ指導者の現状と課題

〔現状〕

スポーツは、正しい方法で行わないと、思わぬ怪我をすることがあります。また、競技スポーツにおいては指導者の指導方法により競技者の能力向上に差が生じます。

現在、体育指導委員やスポーツ少年団の指導員が、町民のスポーツ活動を支援していますが、競技団体によっては指導者不足により活動に支障が生じています。

〔課題〕

1 スポーツ指導者の育成

スポーツの振興には指導者が不可欠であり、指導者不足による競技団体が休止を招かないよう、指導者の育成を推進することが必要です。また、スポーツ少年団の指導者においては、子供が退団すると指導者（親）も退団してしまう例が多々あります。指導者の体制を整える必要があります。

5 総合型地域スポーツクラブの創設の現状と課題

〔現状〕

総合型地域スポーツクラブとは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）③様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、という特徴を持ち、地域住民が主体となり運営されるスポーツクラブ

のことをいいます。現在、鳩山町ではスポーツクラブは設立されておりません。

〔課題〕

1 総合型地域スポーツクラブ創設検討

運営は、会員が出し合う会費や寄附により自主的に運営する必要があります。また、クラブマネージャーまたは事務局を設置する必要があります。

6 スポーツ施設の現状と課題

(1) 公共スポーツ施設

〔現状〕

本町には、多目的運動場、テニスコート、体育館など競技スポーツやレクリエーションに対応することのできる施設が整備されています。

〔課題〕

1 スポーツ施設の施設改修・整備

老朽化が進み改修の必要な施設が多くなっています。財政状況が厳しく人員も限られている中で、いかに施設を良好な状態に維持管理していくかが課題となっています。

(2) 学校体育施設

〔現状〕

町立小中学校 4 校の体育館と校庭を登録された団体にスポーツの場として、学校の教育活動に支障のない範囲で町民に開放しています。

体育館は、平日の夜間にバレーボールやバスケットボールのスポーツ活動に利用されています。校庭では、土曜日や日曜日の休日にスポーツ少年団の活動の場として利用されています。

学校体育施設の開放は、身近な活動拠点となっているとともに、町民にとって必要不可欠なスポーツ活動の場となっています。

〔課題〕

1 学校体育施設開放の見直し

活動の時間帯が、早朝又は夜間のことから近隣の住民から騒音に伴う苦情が寄せられています。

この他、夏季における学校プールの開放について、検討する必要があります。

8) 文化・芸術（中央公民館・文化会館）

〔現状〕

生涯学習の拠点施設として、鳩山町には中央公民館と亀井、石坂の2つの分館と文化会館があります。主な事業としては、「中央文化祭」のほか、児童を対象とした「わんぱく学級」や高齢者を対象とした「寿大学」のほか、「だれでもチャレンジステージ」などの発表会を中心とした事業、趣味や教養の各種講座などが開催されています。近年、団塊の世代の人々が会社等を退職し、地域への回帰も増える中、生涯学習の場としての公民館の役割は今後も大きくなっていくと思われませんが、一方で、利用者数はこのところ伸び悩みの傾向にあり、利用者の年齢も高齢化しています。

また、施設面では、中央公民館の耐震補強工事、石坂分館の耐震診断および耐震補強工事が終了しておらず、文化会館を含め、各施設のバリアフリー化や設備の改修も急務となっています。

〔課題〕

1 社会の変化に対応した主催事業の実施

町民の学習要求は多様化しており、これらの要求にいかに対応していくか、職員の創意工夫を加えて、誰もが参加してみたいと思えるような魅力ある主催事業を実施していくことが求められています。

2 文化芸術団体との連携強化・指導者開拓

文化芸術に対する町民のニーズを的確に捉え、継続的な取り組みを通じて、地域に根ざした文化芸術の振興を図ることが課題であり、町内の文化芸術団体を中心に連携を強化しながら新たなサークルの立ち上げの支援や発表の場の確保、併せて指導者の開拓・育成支援を行っていく必要があります。

3 公民館耐震診断・耐震補強工事の早期実施

町民の生涯学習の拠点施設として、安全・安心に使えるように中央公民館の耐震補強工事及び石坂分館の耐震診断・耐震補強工事の早期実施が急務です。

4 公民館・文化会館のバリアフリー化・設備改修

高齢者や体の不自由な方に快適で優しい施設の整備や視覚障がいの方にも対応できる施設・設備の改修などバリアフリー化の一層の推進が求められています。

9) 文化財（文化財保護・町史担当）

1 文化財保護

〔現状〕

町内には国登録及び県・町指定文化財が46件あり、その管理については町から補助金を交付して所有者にお願いしている状態ではありますが、解説板等の設置率は1/4にも満たない状態です。また、その公開・普及については、簡易印刷物のみで対応している状態です。

また、町の北西部の約1/4の面積を占める南比企窯跡群は、奈良平安時代に須恵器や国分寺瓦を生産した遺跡として東日本最大の規模を誇るものであり、今年度から国指定史跡化事業に着手しており、学術評価委員会を設置してその保存・活用について検討を重ねている状態です。

埋蔵文化財については、現在町内には200箇所をこえる包蔵地（遺跡）が周知されており、確認調査や踏査を随時実施して範囲の変更増補に努めておりますが、包蔵地内における個人住宅や民間企業、公共事業が増加しており、その保存について困難となってきた現状があります。また、現状での保存が不可能な場合は発掘調査を実施し記録保存処置を講じておりますが、それに伴う整理ならびに報告書作成も年間を通じて実施しております。

公開・普及については、現在、多世代活動交流センター内に設置された文化財展示室を中心に行っており、常設展示に加えて年数回の企画展示も実施しておりますが、施設そのものがあまり認知されていない現状があります。ほかに鳩山中学校と農村公園の「まつぼっくり」内に展示室・展示コーナーを設置しておりますが、ほとんど展示替えを行っていない現状があります。

〔課題〕

1 指定文化財の公開

指定文化財の看板については、その設置が急務である事は当然ですが、既設の看板も経年劣化で修繕を必要としている状態があり、定期的な点検に努めなければなりません。

指定文化財の公開については、今後は町のウェブサイト等で閲覧できるよう整備を進めていく必要があります。

2 南比企窯跡群の国指定化・活用

南比企窯跡群の保存・活用については、現時点では国指定史跡化だけでなく、指定した後の整備・活用方法についても具体的に検討していく必要があります。

3 埋蔵文化財の保存

埋蔵文化財については、平成 22 年度から記録保存としての発掘調査の一部を民間調査機関へ業務委託する方法を導入しています。今後も、よりよい保存方法について検討していく必要があります。

4 学芸員の確保

国指定史跡化に伴う調査も並行して実施する状況も踏まえると、文化財保護行政の充実を図るため、専門性をもった職員の増員確保が不可欠です。

公開・普及については、専門的な知識と技術をもった学芸員の常駐なくして成り立たない面があるため、既雇用の臨時職員の教育（研修等）によって対応することも検討していく必要があります。

2 町史関係

〔現状〕

平成 18 年度までの町史編さん事業で収集した膨大な史料の保存と公開、町内諸家文書等の新出史料の受け入れと整理を行っています。また、公文書管理法の施行に伴い、庁内で廃棄対象となった公文書の取り扱いが、今後問題となる可能性が高いと予想されます。

〔課題〕

1 町史資料の公開

資料の公開は、多世代活動交流センター内に設置したアーカイブスを運用できるような状態にすることが急務ですが、スペース的に厳しい面もあるので、収蔵場所の確保もまた必要です。また、刊行物として史料目録を作成し、公開を検討することが必要です。

2 廃棄対象の公文書の取り扱い

公文書の問題については、専門職員の配置を含め、総務課の担当部署と協議を重ねていく必要があります。

第Ⅱ章

今後10年を通じて目指すべき
教育の姿

第1 基本方針

鳩山町が今後の10年間を通じて目標とすべき教育の姿として、次の2つの方針を設定し、教育行政を推進していきます。

自立して社会で生きていく基礎を育み、新しい時代を担える 子どもを育成します

近年の少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、日常生活や社会経済が急激に変化する中、鳩山の子どもたちが、主体的に将来への大きな夢と希望を持ち、たくましく生きていけるように育てていくことが求められています。

そのために、学校教育の場において、子どもたちに学習意欲を持たせ、基礎的な学力や知識の習得、健やかな体力づくりを推進していくとともに、他人のことを思いやる気持ちや、家庭・学校・地域の中で、様々な体験や交流活動を通じて社会的なルールを守ること、いろいろな人とのコミュニケーション能力の育成を図るとともに、社会の一員として自立して生きていくことの大切さを自覚できるように、家庭や学校、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携を深めながら協力できる体制づくりを推進します。

生涯にわたり、支え合い・学び合う地域づくりを推進します

高齢化社会を迎え、誰もが生涯にわたっていつでも学ぶことができる環境を整備し、文化芸術活動やスポーツに親しむ機会を充実させることができる「生涯学習社会」の実現を目指します。

町民一人ひとりが安心して気軽に活用できる各種施設の設備・改修などを進めるとともに、町民の中から多彩な知識や技術を持った指導者の発掘・育成などを進め、町民の学習ニーズの多様化や高度化に対応できる体制づくりを構築することで、町民の交流の輪を広げ、学び合う中で新たな生きがいを見つけ、そして地域に根ざした活気のある生活を送ることができるような各種の施策を進めていくことが大切です。

また、町民に鳩山の歴史文化や伝統についての情報を発信し、学習機会や啓発活動の充実にも努めていきます。

第 2

基本目標

鳩山町が今後の 10 年間を通じて目指す基本方針として「自立して社会で生きていく基礎を育み、新しい時代を担える子どもを育成します」「生涯にわたり、支え合い・学び合う地域づくりを進めます」の2つを掲げました。この基本方針を実現するために、さまざまな教育施策を推進していきます。

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む目標として、次の6つの施策を掲げ、重点的に推進していきます。

基本目標 1 確かな学力と自立する力を育成します

基本目標 2 豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します

基本目標 3 質の高い教育環境の整備を実現します

基本目標 4 家庭・地域社会と連携した教育を推進します

基本目標 5 生涯学習と生涯スポーツの振興を実現します

基本目標 6 文化の振興と文化財の保存・継承・活用を推進します

基本目標 1 確かな学力と自立する力を育成します

社会の急激な変化に伴い、人々の考え方や生き方が多様化していく中で、子どもたちが自立して社会で豊かな人生を送るためには、学校教育の中で一人ひとりが生涯にわたり学び続けるための基礎的な学力やコミュニケーション能力、基本的な社会のルールを遵守する力など、確かな学力と自立する力を身に付けていくことが求められています。

1 創意を生かした幼稚園教育の充実 【幼稚園】

- ・小中学校や保育園との連携を深めるとともに、「預かり保育」など保護者や地域のニーズに応じた教育内容の充実を進め、教職員の指導技術・資質の向上に取り組めます。

2 学力向上・指導方法の改善など「わかる授業」の研究 【教育指導、幼稚園】

- ・教職員は子どもたちの心身の発達に大きく関わり、その人格形成に大きな影響を及ぼす存在です。子どもたちに「わかる授業」を展開していく上で、教職員自身の指導力向上は大きな課題です。学力向上・指導方法の改善のための校内での研修や、ICT機器を活用した授業方法などの研修の機会の増加など、教育委員会として支援体制を推進します。

3 少人数学習・少人数学級編制のための支援策の推進 【教育指導、学務、幼稚園】

- ・少人数学習や少人数学級編制を実現することで、園児・児童・生徒に対し、よりきめ細やかな学習指導や生活指導が可能となるため、学校運営のサポート役として、町費による臨時的任用講師等を幼稚園、小学校、中学校に配置していきます。

4 教職員の支援体制の充実 【学務】

- ・校務用パソコンの教職員1人1台体制を実現することで、効率的な校務処理を目指し、併せて教職員の各種事務負担の軽減を図ります。

5 特別支援教育の推進 【教育指導、学務、幼稚園】

- ・障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立し、社会に参加できるよう、一人ひとりの障がいの程度に応じて適切な指導を行っていくことが必要です。就学支援委員会の充実を図るとともに、町費による小学校への支援員の配置を継続していきます。

6 キャリア教育の推進 【教育指導】

- ・中学校の「職場体験推進事業」や小学校の「総合的な学習」を通じて、社会の一員として勤労の大切さや社会の規範を学ぶ機会を増やします。

基本目標2 豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します

携帯電話やインターネットの普及など高度情報化が進み、社会のモラルの低下が懸念されている中、学校教育の現場において心と心の結びつきを基盤にしたきめ細やかな生徒指導や相談体制の充実を目指しながら児童生徒の発達に合わせた人権教育や心に響く道徳的教育活動を実践していくことで、豊かな心を持った子どもの育成を推進します。

また、子どもたちが運動の楽しさや喜びを感じられる授業を展開するために教職員の指導力の向上や指導方法の改善に向けての研究を進め、発達期における子どもたちの体力づくりを推進します。

1 豊かな心を育む教育の推進 [教育指導、幼稚園]

- ・学校・園教育全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲や態度などを身につけさせるとともに、総合的な学習の時間での体験活動と道徳の時間を関連づけるなど、子どもたちに分かりやすい指導を行います。

2 発達段階に応じた健康教育の推進 [教育指導、幼稚園]

- ・鳩山町体力向上推進委員会を通じて、本町児童生徒の体力の向上を目指し、継続的に各種の授業に取り組んでいくとともに、学校教育において「薬物乱用防止」や「喫煙防止」、「エイズに関する教育」など保健指導の充実を図ります。

3 いじめ・不登校問題等学校教育相談体制の充実 [教育指導、学務、幼稚園]

- ・平成22年度の小中学校のいじめの件数は0件でしたが、不登校は小学校で3件、中学校で6件となっています。鳩山中学校に設置の「さわやか相談室」や埼玉県スクールカウンセラーを活用し、教員や各学校、家庭等との連携を図り、継続的に問題解決のための努力を行っていきます。

4 食育活動の推進・給食センターの整備 [教育指導、幼稚園、給食センター]

- ・学校において「早寝早起き朝ごはん」活動を引き続き進めるとともに、安全で安心な魅力ある給食づくりのために、調理方法の研究や地元食材の活用などを行い、児童生徒の心身の健康に関する保持増進を進めていきます。

また、学校給食センター施設の老朽化に伴い、清潔で安全な設備機器や効率的な調理場施設の更新についての検討を進めます。

基本目標3 質の高い教育環境の整備を実現します

平成22年度で各小中学校の校舎・体育館の耐震補強工事並びに太陽光発電設備の設置が完了しました。今後は、中央公民館関連の社会教育施設の耐震診断・補強工事が急務といえます。

1 学校・社会教育施設の改修・修繕・バリアフリー化の実施

〔教育総務、学務、公民館・文化会館、体育館、図書館〕

- ・学校の校舎や社会教育施設の経年劣化に対応した改修や修繕が大きな課題です。特に給排水設備や電気設備、プール施設などの劣化が進んでおり、今後、計画的な改修・修繕計画を策定していくとともに、バリアフリー化、非構造部材等の耐震対策にも着手し、だれもが安心して使える教育環境の整備を早期に進めていきます。また、各小中学校の空調機器の設置等についても検討していきます。

2 社会教育施設の耐震化の実施 〔公民館〕

- ・昭和56年以前に建築された社会教育施設について、早期に耐震診断を行い、国の定めた耐震の基準を下回る施設を対象に、緊急性の高い施設から耐震補強工事を実施していきます。

3 ICT機器を活用した教育環境の整備 〔教育指導、学務〕

- ・社会の情報化が進んでいく中、各小中学校のパソコン教室の整備や学校における校内ネットワーク環境の整備を進めていくとともに、指導に当たる教職員の指導力向上のための研修の実施など、情報機器を十分に授業の中で活用できる教育環境の整備を推進していきます。

4 学校規模の適正化に関する検討 〔教育総務、教育指導、学務〕

- ・少子化や地域の高齢化に伴い、児童数が減少している中、1学年1クラスの状態が今後も長く続くことが予想されます。学校間の格差を緩和していくために、将来の学校規模の適正化について教育委員会内で検討を始めていきます。

基本目標 4 家庭・地域社会と連携した教育を推進します

少子化・核家族化が進み、育児放棄や過保護、育児不安やしつけに対する保護者の不安など家庭における教育力が低下している中、地域における地縁的なつながりも希薄化しており、これまで地域全体で子どもたちを見守り、育んできた力も低下しています。

本町でも家庭や地域の連携を図るために様々な取り組みを行っていますが、より多くの人や団体が教育に関わることで、未来を担う子どもたちを家庭や地域社会全体で育成する環境づくりを推進します。

1 家庭教育支援体制の充実 【教育指導、幼稚園、生涯学習】

- ・家庭教育に関する情報提供の場を新たに設けるとともに、PTA活動と連携し、学習機会を提供していきます。また、しつけや育児、子どもの成長に伴う様々な悩みを抱える保護者を対象に、町の保健師や、さわやか相談員などと連携して相談体制を整備していきます。

2 学校応援団活動の推進 【教育指導、学務、幼稚園】

- ・各学校の総合的な学習の時間での体験学習や登下校時の防犯活動などに対し、地域のボランティアが学校を支援しようと平成22年度に町内各小中学校で組織化された「学校応援団」活動等をさらに活発化させ、地域の協力を生かし連携を深めていきます。

3 PTA等の各種諸団体との連携強化 【教育指導、学務、幼稚園、生涯学習】

- ・PTAや青少年相談員、民生児童委員、鳩山町青少年問題協議会、校外補導委員会、地元老人会等と連携を強化し、より多くの目で子どもたちを見守り、健全育成を図っていきます。

基本目標5 生涯学習と生涯スポーツの振興を実現します

町民の学習やスポーツに対するニーズを的確に把握し、町民が気軽に参加できる学習の場や知りたい情報を手軽に入手できる学びの場、スポーツができる場を提供するとともに、地域の人材や指導者の発掘に努め、共に教え学ぶ機会を増やすことで、多世代間の交流や地域コミュニケーションの輪を広げ、お互いの学びを分かち合える生涯学習の場を充実させていきます。

1 多様な生涯学習の機会の提供と支援〔生涯学習、公民館・文化会館、図書館〕

- ・高度化・個別化した住民ニーズを把握し、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも学ぶことができる多様な学習機会と場の提供を推進します。

2 文化芸術活動の振興〔生涯学習、公民館・文化会館、図書館〕

- ・地域の文化芸術団体を核として連携を図り、発表の場や参加の機会の拡充に努めます。

3 スポーツの振興〔生涯スポーツ〕

- ・生涯スポーツ事業の支援や各種スポーツ大会の奨励、地域スポーツクラブの創設・育成に取り組みます。

4 地域の人材・専門家などの積極的な活用〔生涯学習、生涯スポーツ、公民館・文化会館〕

- ・町内在住の文化や芸術、スポーツなど多方面にわたり多くの優れた人材を発掘し、指導者として積極的に活用していきます。

5 文化施設・スポーツ施設等の整備・維持管理〔生涯スポーツ、公民館・文化会館、図書館〕

- ・現在、町民の文化施設・スポーツ施設と学校の体育施設の開放など利用者の要望に応えるため、施設の維持管理に努め、町民が利用しやすい環境づくりを進めます。

6 図書館サービス事業の推進〔図書館〕

- ・図書館利用者がより簡単に情報を得られるような図書・資料の収集や、インターネット端末の設置などの環境づくりを進めるとともに、限られた資源を有効に活用し、各種事業を開催し、さらに効率的な管理運営体制を行うことで、図書館利用者の拡大や貸出冊数の増加を目指します。

基本目標6 文化の振興と文化財の保存・継承・活用を推進します

本町には、南比企窯跡群と呼ばれる東日本最大の窯跡群があり、奈良時代から平安時代にかけて武蔵国ほぼ全ての郡から依頼を受けて瓦の生産や日用食器である須恵器の生産を行っていました。また、町内には無形民俗文化財の獅子舞や屋台囃子など県・町指定の文化財は45件、国の登録文化財が1件あり、今後も地域と連携をとり、文化財の保存・継承・活用を進めていきます。町民が気軽に鳩山町の地域文化に触れ、認識を深められるように文化財の調査研究を行い、地元の歴史や文化を学べるような環境づくりを進めます。

1 南比企窯跡群の国指定文化財への登録推進〔文化財担当〕

- ・埼玉県指定史跡である赤沼古代瓦窯跡と石田国分寺瓦窯跡を中心に展開する南比企窯跡群の国指定史跡化を目指すとともに、窯跡郡を中心とした文化財の普及・啓発の拠点となる史跡公園や展示説明施設についての検討を始めます。

2 各種文化財の調査研究〔文化財担当〕

- ・各種の開発により保存が危ぶまれる埋蔵文化財の確認調査を実施し、後世に伝えていかなければならない重要史跡の範囲確定に努め、保存・活用の基礎データを蓄積していきます。また、土木工事などにより、やむを得ず保存が困難な埋蔵文化財については、適正な発掘調査・記録保存を実施し、その成果を町民へ公開していきます。また、町民を対象とした発掘調査現場見学会や小中学生を対象にした発掘調査体験など幅広い年齢層への普及・啓発に努めます。

3 無形文化財の保存・継承〔文化財担当〕

- ・町指定無形文化財である泉井獅子舞・熊井屋台囃子・今宿祭囃子の保存に努め、各団体が抱える後継者問題など、祭りの継承について協議・助言をしていきます。

4 多世代活動交流センター展示室の活用〔文化財担当〕

- ・多世代活動交流センター内の文化財展示室の展示品について定期的に入替えを行うとともに、最低、年に1回は企画展示を行い、町民への情報発信に努めます。併せて町所蔵美術品や絵画サークルの作品展なども行い、町民の文化活動の拠点として役割を担うよう取り組みます。

5 学校教育・生涯学習との連携〔文化財担当〕

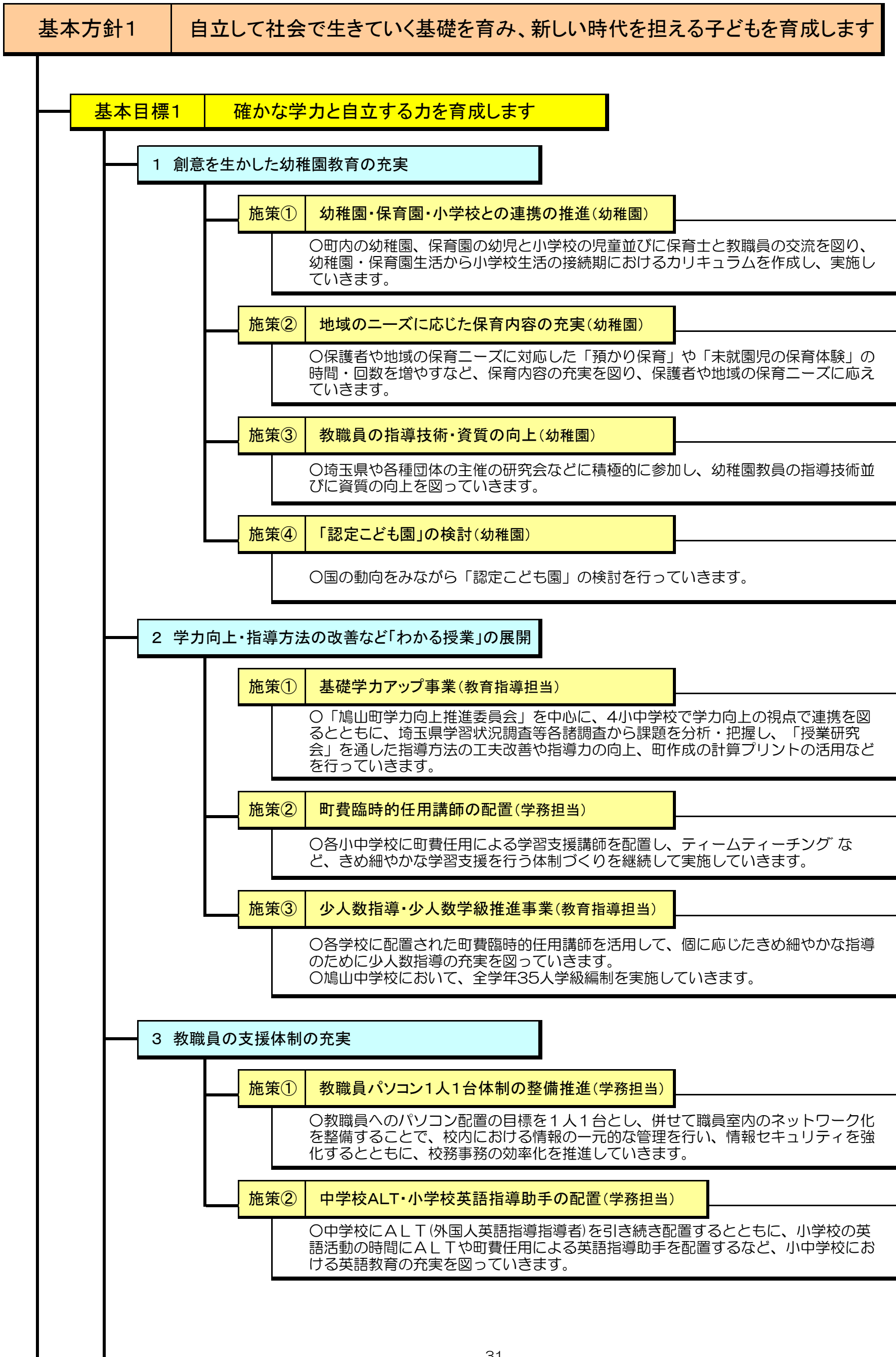
- ・鳩山中学校内に設置された文化財展示室を活用し、各種体験教室を開設するなど、学校教育・生涯学習との連携を図ります。

第Ⅲ章

今後5年間に重点的に取り組む
施策及び事業

第1 施策・事業の体系及び内容

第2章で示した「基本方針」「基本目標」順に体系的にまとめ、今後5年間に推進する具体的な施策・事業を掲載します。



4 特別支援教育の推進

施策① 特別支援教育リーダーの養成(教育指導担当)

○「特別支援教育コーディネーター会議」を通じて、各校・園の共通理解・行動がとれるよう研修を行うとともに、通常の学級に在籍し、個別の支援が必要な児童生徒の教育支援プログラムの作成や指導のできるリーダーの育成を図っていきます。

施策② 通級指導教室の開設(教育指導担当)

○5年以内の「通級指導教室」の設置を目指して、運営人材の育成と、開設に向けた予算確保に努めます。

施策③ 町費による特別支援教育支援員の配置(学務担当、幼稚園)

○障がいのある児童生徒・幼児に必要な教育を行う際のサポート役となる「特別支援教育支援員」を町費で任用し、各学校・園へ配置することで、一人ひとりの教育的ニーズに応えられる体制づくりを推進していきます。

5 キャリア教育の推進

施策① キャリア教育推進事業(教育指導担当)

○望ましい職業観の育成のために、中学校での職場体験推進事業や社会人を講師に招いた「ふれあい講演会」などを継続して実施していきます。また、「キャリア教育主任研修会」を中心に小中9年間を通した取り組みを実施していきます。

施策② 中学校職場体験推進事業の実施支援(学務担当)

○鳩山中学校の生徒が「職場体験推進事業」に参加するに当たり、傷害保険の加入や事業所等との連絡調整の際の予算措置等、サポート体制を継続して行っています。

施策③ 学校ファーム事業の支援(教育指導担当)

○各小中学校で取り組んでいる「学校ファーム」事業を継続し、豊かな体験活動に取り組む中で収穫の喜びや農業の大切さに気づく教育を推進していきます。

基本目標2

豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します

1 豊かな心を育む教育の推進

施策① 豊かな心を育む道德教育実践事業(教育指導担当)

○「彩の国の道德」活用授業研究会を各校で開催し、その指導について研修を行うなど、教員の道德教育の指導力向上を図ります。

施策② 体験活動の推進(教育指導担当)

○各家庭において、「一人一役運動」を展開し、家庭内での子どもの役割をしっかりと設定し、家族の絆づくりにも繋がる指導を行っていきます。

2 発達段階に応じた健康教育の推進

施策① 体を動かす活動の推進(幼稚園)

○幼稚園生活において、友だちと一緒に体を動かす遊びを積極的に取り入れていきます。

施策② 体力アップ事業(教育指導担当)

○子どもの体力向上を図るため、学校での休み時間に十分な外遊びができる環境づくりを進めながら、「鳩山町体力向上推進委員会」を中心に体力向上に取り組めます。また、「学校保健委員会」を定期的開催し、学校医の指導のもと、健康教育を推進していきます。

3 いじめ・不登校問題等教育相談体制の充実

施策① さわやか相談員・ボランティア相談員の配置(学務担当)

○町費任用によるさわやか相談員及びボランティア相談員を鳩山中学校に配置し、学校におけるいじめや不登校、子どもの教育に関する相談等について、保護者や教職員などが気軽に相談できる体制づくりを継続して整えていきます。

施策② いじめゼロ事業の推進(教育指導担当)

○各小中学校において、教育相談アンケートや個人面談などを実施し、「いじめゼロ」の学校づくりを目指していきます。

施策③ 不登校児童・生徒減少対策の推進(教育指導担当)

○町さわやか相談室と連携して、不登校児童生徒への教育相談の充実を図るとともに、登校できる働きかけを行い、学校復帰に向けた指導を行っています。また、新たな不登校を生み出さないためのガイドラインを作成していきます。

4 食育活動の推進・給食センターの整備

施策① 給食センター施設の更新検討・整備(給食センター)

○築後30年を経過している給食センターの老朽化に対応すべく、調理環境の改善、施設の更新等を含めた学校給食のあり方を検討し、施設の更新を進めていきます。

施策② 食育活動の推進(教育指導担当、給食センター、幼稚園)

○学校ファームの活用や調理実習などの体験活動を通して、食と健康に関する興味・関心を高めます。
○栄養教諭や栄養職員を積極的に学校に派遣し、学校教育活動全体で食と健康に関する指導に取り組むとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付けさせていきます。

施策③ 給食食材の安全確保と地産地消の推進(給食センター)

○学校給食摂取基準に基づいた栄養管理を実施し、安全で安心な食材の確保と安定的な購入を推進していきます。
○食材等の放射性物質濃度検査の実施。
○給食食材に地産食材の品目拡大と使用量の拡大を図り、JAや関係機関と連携を深め、「旬」の食材を生かした「行事食・郷土料理」献立の充実を図っていきます。

施策④ 給食センター内の衛生管理の徹底(給食センター)

○学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食センター施設及び設備の衛生管理や調理課程などにおける衛生管理を徹底して進めていきます。

基本目標3 質の高い教育環境の整備を実現します

1 学校教育施設の改修・修繕・バリアフリー化の実現

施策① 学校施設の整備推進(教育総務担当)

○非構造部材の耐震対策を推進するとともに、学校施設内のバリアフリー化を進めていきます。

2 ICT機器を活用した教育環境の整備

施策① ICT機器の整備推進(学務担当)

○情報教育の推進に不可欠な教育用コンピューター及び周辺機器の整備や教育用ネットワークの品質向上のための通信環境や電子黒板などのICT機器の整備を進めていきます。

施策② ICT機器の活用方法研究(教育指導担当)

○教員を対象としたデジタル技術の研修や各種学習ソフトの計画的な購入を進めていきます。

3 学校規模の適正化に関する検討

施策① 学校規模の適正化(教育総務担当)

○児童・生徒数の将来推計を基に全町的な視野に立って学校規模の適正化について検討を進めていきます。

4 安全・安心な学習環境の実現

施策① 小中学校の危機管理体制の充実(教育指導担当)

○子どもたちが安心して学校生活を過ごすことができるように、地震や火災時などの危機管理マニュアルを策定します。また、学校への不審者侵入防止を徹底するとともに、緊急時の対応や情報管理を適切に行える体制作りを進めていきます。

施策② 小中学校・幼稚園の緊急地震速報体制の整備(学務担当、幼稚園)

○小中学校及び幼稚園内の緊急地震速報体制の整備を進めていきます。

施策③ 小中学校の体育施設・遊具の安全点検(学務担当)

○小中学校の体育施設や遊具の安全点検を実施し、必要に応じて修繕を行い、併せて施設や遊具の充実を図っていきます。

施策④ 亀井小学校通学バス事業(学務担当)

○亀井小学校児童の下校時の安全確保のための通学バスの運行を継続して実施していきます。

基本目標4 家庭・地域社会と連携した教育を進めます

1 家庭教育支援体制の充実

施策① さわやか相談室の活用推進(教育指導担当)

○家庭や地域への「鳩山町さわやか相談室」の活動の周知を図るための広報活動を広く推進していきます。

施策② 子育て支援の充実(幼稚園)

○幼稚園のもつ専門性を生かして、子育てに不安を抱える保護者に対する相談や指導体制を充実させるとともに、鳩山幼稚園の施設開放や「はとっ子応援団」活動を通じて子育て支援の情報提供を行っていきます。

施策③ 乳幼児と中学生とのふれあい授業(生涯学習担当)

○鳩山幼稚園を会場に、中学校の生徒と乳幼児の交流とふれあいの場を設け、その中で保育や育児の重要性を学び、命の大切さ、親への感謝の気持ちを育む授業を継続して実施していきます。

2 学校応援団活動の推進

施策① 学校応援団事業の充実(教育指導担当)

○「学校応援団コーディネーター会議」を積極的に活用し、さまざまな地域の人材を学校教育活動の中に取り込むための方策に取り組み、更なる学校応援団活動の充実を目指していきます。

3 PTA等の各種諸団体との連携強化

施策① 地域との連携(幼稚園)

○幼稚園のPTAとの協力や子育てネットワークとの情報を共有し、幼児の活動や遊びを支え、地域と連携しつつ見守っていきます。

施策② 鳩山町親学講座の開催(生涯学習担当)

○「鳩山町親学講座実行委員会」が主体的になり、幼児、児童、生徒の保護者や町民を対象に、家庭、学校、地域、職場が連携して子どもたちの健全育成に関心や意識を高め、地域をあげて子育てに取り組めるように講演会を開催していきます。

施策③ 児童生徒の交通安全・防犯事業の推進(教育指導担当)

○地域と連携を図り、通学路の安全点検を行うとともに、登下校時の見守り活動などの防犯活動などを実施し、児童生徒の安全を確保していきます。

基本目標5 生涯学習と生涯スポーツの振興を実現します

1 多様な生涯学習の機会の提供と支援

施策① 人権教育活動の推進(生涯学習担当)

○人権問題の解決を目指して、町民に人権問題を正しく理解してもらい、さまざまな偏見や差別を解消できるように、町内の諸団体と連携協力し、継続的に人権教育活動を推進していきます。

施策② 各種講座の開催(公民館)

○世代別特定講座や趣味・教養講座、地域コミュニティー事業など、少子高齢化やIT化の変化に対応した各種の講座を開催するなど、町民が文化を学び、楽しみ、創造できる学習機会の場を提供していきます。

2 文化芸術活動の振興

施策① 発表機会の充実と人材の育成(生涯学習担当、公民館)

○町民の発表の機会の充実や文化芸術の振興を目的に、「ふるさとの民話・童謡まつり」や「だれでもチャレンジステージ」、「鳩山陶芸展」、「中央文化祭」などを開催することで、多世代間の交流や地域コミュニケーションの広がりを推し進めます。併せて受講生を中心とした新たなサークルの立ち上げ支援や指導者の輩出を推進していきます。

3 スポーツの振興

施策① 町体育協会の活動の充実(生涯スポーツ担当)

○町体育協会の事務局活動の充実を図るため、人材の育成を支援していきます。

施策② スポーツ団体活動の支援(生涯スポーツ担当)

○町広報紙などを活用し、町内のスポーツ団体の活動啓発や加入支援を行うとともに、各種大会の経費や運営費に対する助成を行っていきます。

施策③ スポーツ少年団加入促進(生涯スポーツ担当)

○子どもたちにスポーツの楽しさを経験してもらうとともに、町内の学校間の子どもたちの交流の場としての役割を担っている各種の「スポーツ少年団」への加入促進の支援を引き続き実施していきます。

施策④ 総合型地域スポーツクラブの設立推進(生涯スポーツ担当)

○「地域型スポーツクラブ」の設立に向けた、町民へのアンケート調査の実施や他市町村との情報・意見交換を行うなど、設立推進に向けた活動を行っていきます。

4 地域人材・専門家などの積極的な活用

施策① 生涯学習指導者・生涯スポーツ指導者登録制度の活用(生涯学習担当、生涯スポーツ担当)

○町民の学習ニーズが多様化している中、「生涯学習指導者登録制度」が十分に機能していない状況にあるため、内容の見直しを行い、登録制度の積極的な活用を図っていきます。
○スポーツの分野において、町内の優れた人材を発掘するとともに、研修会や講習会に参加する機会を増やし、スポーツやレクリエーション、競技スポーツの指導者の育成に努めていきます。

5 社会教育施設・スポーツ施設等の整備・維持管理

施策① 町内スポーツ施設の整備(生涯スポーツ担当)

○既存の体育施設の改修整備計画を立案し、計画的な施設整備を進めていきます。また、各種の競技備品類の購入整備するなど、だれもが気軽にスポーツを楽しめるような環境づくりを推進していきます。

施策② 社会教育施設の耐震補強工事の推進(公民館)

○安全安心な生涯学習の拠点として利用できるように、中央公民館などの耐震補強工事に着手していきます。

施策③ 社会教育施設のバリアフリー化推進(公民館、図書館)

○さまざまな年代や障がいのある方も気軽に利用できるように社会教育施設のバリアフリー化に向けた施設改修を計画的に進めていきます。

6 図書館サービス事業の推進

施策① 利用者〔低年齢層〕増加施策の推進(図書館)

○各小中学校や鳩山高校との連携を密にしながら、児童生徒の読書ニーズを把握し、低年齢層利用者の増加を目指し、各種施策を推進していきます。

施策② こども読書活動推進計画の策定(図書館)

○子どもたち一人ひとりの発育段階でさまざまな読書活動ができるよう、関係機関と連携を図り、「こども読書活動推進計画策定委員会」を設置し、計画策定を目指していきます。

施策③ 利用者目線での環境整備推進(図書館)

○図書館の情報システム、インターネットシステムの更新を進め、利用者が気軽に新しい情報アプリケーションを利用できるような環境づくりを進めていきます。

施策④ 滞在型図書館づくりの検討(図書館)

○生涯学習の場として、利用者が快適に過ごせる空間の確保や施設の整備を進めていくため、図書館協議会などの場で滞在型図書館づくりに向けた検討を進めていきます。

基本目標6

文化の振興と文化財の保存・継承・活用を推進します

1 町固有の文化遺産の活用

施策① 南比企窯跡群の国史跡への指定推進(文化財担当)

○「学術評価委員会」を設立し、候補地の抽出や発掘調査、調査研究を実施し、学術評価書を作成します。国文化審議会への意見具申を行い、早期に国史跡の指定を目指していきます。

2 各種文化財の調査研究と保存・継承

施策① 各種文化財の調査研究(文化財担当)

○町内の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の周知を行うとともに、継続して町内の踏査や発掘調査を行うとともに、調査内容の整理と一般公開などを進めていきます。

施策② 無形文化財の保存・継承(文化財担当)

○町内の各保存団体への活動費補助を継続して実施していくとともに、各種の補助事業を紹介・斡旋するなど、無形文化財の保存・継承に向けた活動を推進していきます。

3 文化財の普及・啓発

施策① 多世代活動交流センター展示室の活用(文化財担当)

○常設展示の管理のほか、企画展示会の実施や町内の各種サークルとの連携を図り、町民の文化・芸術の発表の場としての展示会などの企画・運営を進めていきます。

施策② 学校教育・生涯学習との連携(文化財担当)

○鳩山中学校内の文化財展示室を用いた学校教育との連携事業を企画推進するとともに、他の生涯学習事業と連携していきます。

■ 資料編

【資料：1】

鳩山町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(平成 23 年 2 月 23 日教育委員会告示第 8 号)

(設置)

第 1 条 鳩山町において、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「鳩山町教育振興基本計画」という。）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、鳩山町教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 検討委員会は、検討委員会の委員（以下「検討委員」という。）12 人以内をもって組織する。

2 検討委員は、次に掲げる者のうちから鳩山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 公募による委員

(役割)

第 3 条 検討委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 鳩山町教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他鳩山町の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、鳩山町教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

【資料：2】

鳩山町教育振興基本計画検討委員名簿

No.	委員の区分	内 容	氏 名	備考
1	学識経験者	山村学園短期大学関係者	はし もと じゅん いち 橋 本 淳 一	
2		鳩山高等学校関係者	うち だ まさ とし 内 田 正 俊	
3	教育関係者	鳩山中学校長	おく いずみ まさ ゆき 奥 泉 雅 之	
4		町内小学校長代表者	たく もり けい いち 宅 森 恵 一	
5		町田学園石坂幼稚園関係者	た じま しげ み 田 島 重 美	
6	各種団体を代表する者	町社会教育委員推薦者	なか はら てつ ひこ 中 原 哲 彦	
7		町文化財保護委員会推薦者	やま ざき こう じ 山 崎 孝 次	
8		町体育協会推薦者	ひら た けい こ 平 田 景 子	
9		町PTA連絡協議会推薦者	た じま とも こ 田 島 朋 子	
10	公募委員	公 募 者	かね こ ゆき まさ 金 子 幸 正	
11		公 募 者	いし い こ 石 井 よし子	

【資料3】

鳩山町の教育に関するデータ

鳩山町教育委員会

1. 教育費予算額・決算額

(単位：千円、%)

年度	一般会計確定 予算額 (A)	教育費確定 予算額 (B)	B/A (%)	教育費決算額
15年	4,734,267	608,061	12.84	600,722
16年	4,773,724	578,233	12.11	570,600
17年	4,296,372	559,648	13.03	553,041
18年	4,103,181	512,654	12.49	506,480
19年	4,100,541	515,212	12.56	511,375
20年	4,526,454	683,226	15.09	634,578
21年	5,724,027	1,615,769	28.23	963,569
22年	5,502,236	1,200,771	21.82	990,632

2. 教育費予算

①平成23年度当初予算

(単位：千円、%)

年度	一般会計総額(A)	教育費(B)	B/A (%)
23年度	4,484,000	492,296	10.98
22年度	4,601,000	469,081	10.20
増減額	△117,000	23,215	

②教育費予算目的別構成表

(単位：千円、%)

予算費目	平成23年度		平成22年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
教育総務費	117,691	23.9	121,820	26.0	△4,129
小学校費	61,455	12.5	50,024	10.7	11,431
中学校費	39,546	8.0	34,964	7.4	4,582
幼稚園費	38,300	7.8	46,506	9.9	△8,206
生涯教育費	149,678	30.4	128,360	27.4	21,318
生涯スポーツ費	43,240	8.8	46,265	9.9	△3,025
給食センター費	42,386	8.6	41,142	8.7	1,244
合計	492,296	100.0	469,081	100.0	23,215

③教育費性質別構成表

(単位：千円、%)

予算費目	平成23年度		平成22年度		増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
人件費	199,770	40.6	223,212	47.6	△23,442
物件費	244,618	49.7	214,225	45.7	30,393
維持補修費	3,575	0.7	1,672	0.4	1,903
扶助費	5,533	1.1	5,068	1.1	465
補助費等	20,512	4.2	20,295	4.3	217
普通建設事業費	18,288	3.7	4,609	0.9	13,679
計	492,296	100.0	469,081	100.0	23,215

3. 鳩山町児童・生徒数見込

(基準日：平成 23 年 4 月 1 日)

学校名	区 分		学年	H24	H25	H26	H27	H28	H29
亀井小	通常学級	児童数	1年	15	11	13	7	12	12
			2年	11	15	11	13	7	12
			3年	15	11	15	11	13	7
			4年	14	15	11	15	11	13
			5年	16	14	15	11	15	11
			6年	10	16	14	15	11	15
	特別支援学級	児童数	0	0	0	0	0	0	
		学級数	0	0	0	0	0	0	
今宿小	通常学級	児童数	1年	32	31	25	38	28	27
			2年	41	32	31	25	38	28
			3年	43	41	32	31	25	38
			4年	46	43	41	32	31	25
			5年	41	46	43	41	32	31
			6年	60	41	46	43	41	32
	特別支援学級	児童数	2	0	0	0	0	0	
		学級数	1	0	0	0	0	0	
鳩山小	通常学級	児童数	1年	43	39	30	19	27	22
			2年	45	43	39	30	19	27
			3年	45	45	43	39	30	19
			4年	42	45	45	43	39	30
			5年	53	42	45	45	43	39
			6年	49	53	42	45	45	43
	特別支援学級	児童数	1	1	0	0	0	0	
		学級数	1	1	0	0	0	0	
鳩山中	通常学級	生徒数	1年	97	112	104	96	97	91
			2年	91	97	112	104	96	97
			3年	113	91	97	112	104	96
	特別支援学級	生徒数	3	3	3	2	1	0	
		学級数	1	1	1	1	1	0	

4. 幼稚園

①幼稚園の推移

年	園数	学級数	園児数			教諭数
			総数	男	女	
16	3	10	167	83	84	14
17	3	10	177	85	92	13
18	3	8	146	78	68	11
19	2	7	122	65	57	9
20	2	7	117	62	55	9
21	2	7	113	59	54	9
22	2	6	115	57	58	8
23	2	6	104	52	52	8

②平成23年5月1日現在の幼稚園別内訳

幼稚園名	区分	3歳児	4歳児	5歳児
町立鳩山幼稚園	園児数		24	34
	学級数		1	2
町田学園	園児数	12	18	16
石坂幼稚園	学級数	1	1	1

5. 小学校

①小学校の推移

年	学校数	学級数	児 童 数			教諭数
			総数	男	女	
16	4	29 (1)	716 (2)	351 (2)	365 (0)	52
17	4	29 (1)	677 (2)	325 (2)	352 (0)	51
18	4	29 (2)	665 (5)	329 (5)	336 (0)	52
19	3	26 (3)	666 (8)	334 (7)	332 (1)	47
20	3	27 (2)	660 (4)	334 (3)	324 (1)	48
21	3	28 (2)	642 (3)	331 (2)	311 (1)	52
22	3	28 (2)	626 (4)	327 (3)	299 (1)	52
23	3	29 (2)	634 (4)	324 (3)	310 (1)	51

() は特別支援学級

②平成 23 年 5 月 1 日現在の小学校別学級・児童数

小学校名	区分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
亀井小学校	児童数	11	15	14	16	10	15	81
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
今宿小学校	児童数	41	43	46	41	60(2)	32	263(2)
	学級数	2	2	2	2	2	1	11(1)
鳩山小学校	児童数	45	45	42	53(1)	49	56(1)	290(2)
	学級数	2	2	2	2	2	2	12(1)

() は特別支援学級

③小学校の敷地面積等

区分	亀井小学校	今宿小学校	鳩山小学校
敷地面積	10,875 m ²	14,498 m ²	19,942 m ²
校舎床面積	2,270 m ²	2,978 m ²	3,854 m ²
屋内運動場	613 m ²	733 m ²	995 m ²

6. 中学校

①中学校の推移

年	学校数	学級数	生徒数			教諭数
			総数	男	女	
16	1	13 (0)	453 (0)	232 (0)	221 (0)	28
17	1	13 (0)	418 (0)	216 (0)	202 (0)	24
18	1	12 (1)	376 (1)	189 (0)	180 (1)	24
19	1	12 (1)	351 (1)	178 (0)	173 (1)	22
20	1	11 (1)	345 (2)	169 (2)	176 (0)	21
21	1	12 (1)	338 (2)	170 (2)	168 (0)	22
22	1	12 (0)	327 (0)	168 (0)	159 (0)	20
23	1	11 (1)	316 (2)	160 (2)	156 (0)	22

() は特別支援学級

②平成 23 年 5 月 1 日現在の中学校別学級・生徒数

中学校名	区分	1 年	2 年	3 年	計
鳩山中学校	生徒数	91 (1)	113 (1)	112	316 (2)
	学級数	3	4	4	11 (1)

() は特別支援学級

③中学校の敷地面積等

区分	鳩山中学校
敷地面積	56,999 m ²
校舎床面積	7,375 m ²
屋内運動場	1,888 m ²

④中学卒業者の進路

年度	卒業者			進学者						就職 その他
	総数	男	女	総数	%	全日制	定時制	通信制	高専・特支	
17	156	84	72	154	99	150	0	2	2	2
18	163	86	77	162	99	159	0	3	0	1
19	141	68	73	137	97	135	0	1	1	4
20	114	65	49	113	99	110	0	2	1	1
21	119	56	63	119	100	117	1	0	1	0
22	104	55	49	104	100	99	0	5	0	0

7. 学校給食センター

①年間給食数

(単位：食)

学校名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
亀井小学校	20,618	21,058	20,010	19,837	18,756	17,193
今宿小学校	57,091	55,934	56,439	57,072	53,626	49,727
鳩山小学校	56,145	57,919	57,578	57,188	54,626	53,434
鳩山中学校	78,107	71,913	67,875	67,515	64,304	58,881
給食センター	2,566	2,483	2,509	2,587	2,579	2,333
計	214,527	209,307	204,411	204,199	193,753	181,568

17・18年度の鳩山小学校分は旧鳩丘小と松栄小を合計した数

8. 町民体育館・生涯スポーツ

①体育施設利用状況

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
亀井 運動場	利用回数	186	274	253	303	267	221
	利用人数	5,222	10,567	11,385	11,373	8,120	9,363
梅沢 運動場	利用回数	765	1,043	971	951	984	1,003
	利用人数	18,471	29,649	26,720	25,926	22,922	23,111
中央 庭球場	利用回数	1,230	1,138	1,241	1,232	942	1,151
	利用人数	25,054	21,130	22,384	19,110	13,741	18,309
小用 庭球場	利用回数	154	184	183	198	196	227
	利用人数	1,219	1,309	1,219	1,504	1,726	2,070
テニス ガーデン	利用回数			484	562	603	669
	利用人数			3,472	4,783	4,785	5,099
多世代 運動場	利用回数				452	479	402
	利用人数				12,187	11,171	11,102
町民 体育館	利用回数	3,409	3,630	3,801	3,648	3,617	3,459
	利用人数	39,597	42,052	49,681	43,286	44,749	42,076
多世代 体育館	利用回数			396	445	427	452
	利用人数			13,136	8,955	11,599	11,362
計	利用回数	5,744	6,269	7,329	7,791	7,515	7,584
	利用人数	89,563	104,707	127,997	127,124	118,813	122,492

9. 公民館・文化会館

①施設利用状況

施設名		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中央 公民館	回数	856	710	953	895	904	902
	人数	8,950	6,812	10,415	8,802	10,746	10,120
亀井 分館	回数	48	40	29	52	114	117
	人数	1,100	1,126	746	1,227	1,721	1,994
石坂 分館	回数	224	228	228	273	305	281
	人数	3,354	3,492	3,206	3,641	4,326	3,985
文化 会館	回数	64	40	42	29	40	32
	人数	10,355	8,230	7,187	7,322	8,814	6,027
計	回数	1,192	1,018	1,252	1,249	1,363	1,332
	人数	23,759	19,660	21,554	20,992	25,607	22,126

10. 町立図書館

①使用状況等

学校名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
貸出人数 (人)	41,227	40,256	37,238	37,664	35,944	34,919
貸出資料数 (点)	165,856	165,014	151,384	153,027	147,429	144,540
登録率 (%)	89.8	88.7	88.0	88.23	87.20	86.96
貸出点数/日 (点/日)	590.23	587.24	538.73	544.58	528.42	514.38
蔵書数 (点)	121,538	121,669	120,093	120,206	122,664	133,971
蔵書数/町民 (点/人)	8.11	8.13	8.14	8.25	8.52	8.73

11. 石坂集会所

①施設利用状況

施設名		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
石坂 集会場	回数	170	152	200	190	191	180
	人数	2,815	2,638	3,955	4,366	3,931	3,190

12. 鳩山町の指定文化財

①登録有形文化財

番号	種別	名称	所在地	登録年月日
登 1	登録有形文化財	日野岡家住宅長屋門	須江	H19. 8. 13

②埼玉県指定文化財

番号	種別	種類	名称	所在地	登録年月日
県 1	記念物	名勝	物見山岩殿観音の勝	石坂	T11. 3. 29
県 2	記念物	史跡	赤沼古代瓦窯跡	赤沼	S25. 3. 30
県 3	記念物	史跡	石田国分寺瓦窯跡	赤沼	H8. 3. 19
県 4	有形文化財	工芸品	雲板	赤沼	H12. 3. 17

③鳩山町指定文化財

番号	種別	種類	名称	所在地	登録年月日
町 1	無形民俗文化財		泉井神社獅子舞	泉井	S52. 5. 18
町 2	無形民俗文化財		毛呂神社屋台囃子	熊井	S52. 5. 18
町 3	無形民俗文化財		八坂神社祭り囃子	今宿	S52. 5. 18
町 5	記念物	天然記念物	八幡神社のイチイガシ	高野倉	S54. 4. 25
町 6	記念物	史跡	十郎横穴群	石坂	S54. 4. 25
町 7	記念物	史跡	舛井戸遺跡	須江	S56. 4. 1
町 8	有形文化財	書籍	円正寺の御朱印状	赤沼	H 4. 3. 25
町 9	有形文化財	考古資料	円正寺の宝篋印塔	赤沼	H 4. 3. 25
町 10	有形文化財	絵画	円正寺の不動堂の算額	赤沼	H 4. 3. 25
町 11	有形文化財	工芸品	円正寺の不動堂の鰐口	赤沼	H 4. 3. 25
町 12	有形文化財	絵画	円正寺の不動堂の絵馬	赤沼	H 4. 3. 25
町 13	記念物	史跡	円正寺の教恩碑	赤沼	H 4. 3. 25
町 14	有形民俗文化財		円正寺の不動堂おみくじ及び版木	赤沼	H 4. 3. 25
町 15	有形文化財	歴史資料	横田家旗差物	石坂	H 4. 3. 25
町 16	記念物	史跡	休山寺の教恩碑	石坂	H 4. 3. 25
町 17	有形文化財	彫刻	休山寺の十一面観音立像	石坂	H 4. 3. 25
町 18	有形文化財	彫刻	休山寺の釈迦如来坐像	石坂	H 4. 3. 25
町 19	有形文化財	考古資料	金沢寺の十三仏板碑	泉井	H 4. 3. 25
町 20	有形文化財	絵画	真光寺の水天画像	大豆戸	H 4. 3. 25
町 21	有形文化財	工芸品	興長寺の半鐘	小用	H 4. 3. 25
町 22	有形文化財	考古資料	山下 6 号窯跡出土須恵器	教育委員会	H 4. 3. 25
町 23	有形文化財	考古資料	雷遺跡出土瓦	教育委員会	H 4. 3. 25
町 24	有形文化財	考古資料	赤沼字四反田出土蔵骨器	教育委員会	H 4. 3. 25

町 25	有形文化財	考古資料	大平遺跡出土蔵骨器	教育委員会	H 4. 3. 25
町 26	有形文化財	絵画	保積稲天画学校場図絵	亀井小学校	H4. 3. 25
町 27	有形文化財	歴史資料	亀井小学校関係資料	亀井小学校	H4. 3. 25
町 28	有形文化財	考古資料	須恵器香炉蓋状製品	教育委員会	H5. 3. 26
町 29	有形文化財	考古資料	土製印章	教育委員会	H5. 3. 26
町 30	有形文化財	考古資料	須恵器在銘壺	教育委員会	H5. 3. 26
町 31	有形文化財	考古資料	須恵器底裏在銘壺	教育委員会	H5. 3. 26
町 32	有形文化財	工芸品	休山寺の半鐘	石坂	H5. 3. 26
町 33	記念物	史跡	雷遺跡	赤沼	H 7. 2. 23
町 35	有形文化財	彫刻	円正寺の木造聖観音坐像	赤沼	H11. 3. 4
町 36	有形文化財	彫刻	円正寺の木造十一面観音立像	赤沼	H11. 3. 4
町 37	有形文化財	工芸品	阿弥陀堂の銅造観音立像	大橋	H14. 3. 25
町 38	有形文化財	彫刻	妙光寺の木造地藏菩薩半跏	熊井	H17. 3. 24
町 39	有形文化財	考古資料	妙光寺の弘安九年板碑	熊井	H17. 3. 24
町 40	有形文化財	古文書	高野倉村名主家文書	教育委員会	H17. 3. 24
町 41	有形文化財	歴史資料	赤沼村秣場論争裁許絵図	赤沼	H20. 3. 25
町 42	有形民俗文化財		石井家伝来常滑焼種壺	赤沼	H20. 3. 25
町 43	有形文化財	工芸品	窯元根岸家熊井焼伝世品	熊井	H21. 3. 24

※町指定文化財のうち「町 4」は県指定の「県 4」に、同じく「町 34」は「県 3」に変更